

市町村連携地域モデル推進要綱【概要】

第1 目的

- 人口減少下において、行政サービスを維持し、効率的に提供していくためには、自治体の広域的な連携が重要
- 広域分散型の地域構造で小規模市町村が多い本道では、全ての地域で定住自立圏の取組を進めることは難しい状況
- 地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進し、行政サービスを持続的に提供していくため、中心的役割を果たす自治体を核とした連携、自治体同士の相互補完と役割分担による連携（フラットな連携）など、道内各地域で効率的・効果的な広域連携を進め、地域全体の活性化を図る

第2 連携市町村の要件

- 隣接した市町村で(1)及び(2)の全て、または、(3)の要件を満たす市町村
 - (1) 定住自立圏構想の取組を行っていない地域
定住自立圏構想、連携中枢都市圏構想の取組を行っていない市町村（未宣言中心市を除く）
 - (2) 将来推計人口の減少率が次のいずれかである地域
 - ①フラットな連携
2040年の人口減少率が概ね30%以上
 - ②地域中心都市・中核都市群の市町と隣接市町村による連携
中心となる市町を除く市町村全体で人口減少率が概ね30%以上
 - (3) 先駆的な取組を行う地域
他地域の取組の参考となる将来的な課題を見据えた先駆的でモデル性が高く持続可能な連携に取り組む地域

第3 地域連携協定

- 2以上の市町村が必要な生活機能の確保に向け、連携する具体的な事項を定めた協定を締結（詳細は別紙）

1 生活機能の強化に係る政策分野	2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
① 医療	① 地域公共交通
② 福祉	② デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラ整備
③ 教育	③ 道路等の交通インフラの整備
④ 土地利用	④ 地域の生産者や消費者等の連携によ地産地消
⑤ 産業振興	⑤ 地域内外の住民との交流・移住促進
⑥ 防災	⑥ その他、圏域内市町村の職員等の交流など結びつきやネットワークの強化に係る連携

第4 地域連携ビジョン

- 期間（概ね5年間）等を定めた地域連携ビジョンを策定

第5 地域連携協定等の写しの送付等

- 地域連携協定及び地域連携ビジョンを道へ送付 ⇔ HPで公表

第6 北海道による助言及び支援

- 地域連携協定、地域連携ビジョンに基づく取組に対し、必要な助言・支援を行う
⇔ 地域づくり総合交付金（定額）

市町村連携地域モデル推進要綱で定める連携分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

分野	具体的事項
(1) 医療	病院と診療所の役割分担による医療の提供、医師の育成・派遣、ICTを活用した遠隔医療等
(2) 福祉	高齢者向け住宅や在宅サービス支援、他市町村の地域密着型サービス利用、保育所の広域入所等
(3) 教育	小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化、質の高い教育環境の整備等
(4) 土地利用	都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開等
(5) 産業振興	担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出等
(6) 防災	市町村間の相互応援、災害情報の共有、地域防災計画・国土強靱化地域計画等の相互協力、避難所・福祉避難所の共同設置、防災訓練の共同実施、地域防災リーダー等の共同育成、物資の共同備蓄・相互供給、企業等との連携協定に基づく相互協力体制等

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分野	具体的な内容
(1) 地域公共交通	日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行等
(2) デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進等
(3) 道路等の交通インフラの整備	地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備、生活幹線道路の整備等
(4) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	直売所、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売等
(5) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流、子どもの農村漁村での宿泊体験や自然体験等
(6) その他	圏域内市町村の職員の交流等